

## 柏崎市立第二中学校「学習用iPad活用のルール（学校・家庭学習編）」

柏崎市教育委員会  
第二中学校・改編

柏崎市立第二中学校では、学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、学習用iPadを活用します。学習用iPadはみなさんの学習に役立つ便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、「学習用iPad活用のルール（学校・家庭学習編）」を定めました。全員がこのルールを守り、「安心・安全・快適」に活用して学びを広げていきましょう。  
※ここでの「学習用iPad」は、学校から貸し出すiPadのことを表しています。

### 1 学習用iPadを使う目的

学習用iPadは、学習活動のために使うことでより深い学習を実現したり、情報活用能力や情報モラルを身に付けたりすることを目的とします。

### 2 学習用iPadを使うときに注意すること

★柏崎市が学習のために貸し出すものです。大切に使いましょう。

- (1) タブレットを使う時間を守ります。（中学生は午後10時まで）
- (2) 紛失、盗難、落下、水濡れに十分に気を付けます。
- (3) 持ったまま走ったり、地面に置いたりしてはいけません。
- (4) 水をかけたり、湿気の多いところでは使ったりしないようにします。また、日光が強く当たる場所や、暖房器具の近くなどには置いてはいけません。
- (5) 学習用iPadの画面は、指でふれるようにします。シャープペンシルなどでふれたり、落書きしたり、磁石をつけるなどは絶対にしてはいけません。
- (6) 家庭で使うときは、家の人とよく話し合い、休けいしながら使います。
- (7) 学校の臨時休業で、家庭学習のために使うときは、学校に行くときと同じ意識で、しっかりと勉強をする気持ちで取り組みます。
- (8) 寝る時刻の30分前には、使うのをやめるようにします。
- (9) 家で使った後、学校に持ってくる場合、指示があったら家で充電を済ませておきます。

### 3 保管の仕方

- (1) 学校では、先生の指示に従い、指定の場所に保管します。
- (2) 家では、自分の部屋ではなく、家の中の人の目の届くところにおいておきます。

### 4 健康のために

- (1) 学習用iPadを使うときは、正しい姿勢で、画面に近付きすぎないように気を付けます。
- (2) 使用中は、遠くを見るなど、ときどき目を休ませます。

### 5 安全な使用

インターネットは正しく使えば学習を広めたり深めたり、生活を便利にすることができます。が、中には、あやしいサイトもありますので、先生や家の人とインターネットを使うときの約束をきちんと決めましょう。あやしいサイトに入ってしまったときは、学習用iPadを閉じ、先生や家の人に知らせます。

### 6 カメラ機能での撮影

- (1) 先生が指示したとき以外は、カメラ機能は使ってはいけません。
- (2) カメラ機能で人を撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりするときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手や場所の許可をもらいます。

## 7 データの保存

学習用iPadで作ったデータやインターネットから取り込んだデータの保存や削除は、先生の指示に従います。

## 8 個人情報・設定変更などに関する禁止事項

- (1) 学習用iPadを他人に貸したり、使わせたりしてはいけません。
- (2) 自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレスなど）はインターネット上には絶対に上げてはいけません。
- (3) 次の場所には、学習用iPadを持ちこんだり、使用したりしてはいけません。  
○保健室      ○トイレ      ○更衣室      ○プール  
ただし、先生の許可がある場合には、使用することができます。
- (4) SNS は、使ってはいけません。
- (5) 学習用iPad保護のため、保護フィルムをはがしたり、学習用iPadをケースから出して使用したりしてはいけません。
- (6) 先生や管理者が使いにくくなるため、学習用iPadのホーム画面のアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの設定を、勝手に変えてはいけません。
- (7) 学習用iPadには、今入っているもの以外のアプリケーションを入れたり、入っているものを勝手に削除したりしてはいけません。
- (8) 先生の指示がないのに、アカウントの変更や設定の変更を勝手にしてはいけません。  
※故意に設定を変更するなどして、学習用iPadに不具合が生じた場合には、元に戻すための作業にかかる費用を家庭で負担していただく場合があります。

## 9 不具合や故障、紛失・盗難

- (1) 学習用iPad本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときや、故障のときは、先生に話をします。家庭で使用していて故障を発見した場合は、次に学校へもっていく日に、先生に話をします。
- (2) 学習用iPadを紛失したときには、心当たりのあるところを探します。学校で使用している場合は先生に、家庭で使用している場合には家の人になるべく早く話します。
- (3) 家庭への持ち帰りの際に紛失または盗難にあった場合は、保護者が、警察に連絡します。その際、「いつ」「どこで」「何番のiPad」をなくしたかを伝えます。  
(柏崎警察署 21-0110 または近くの駐在所でも可能)
- (4) 保護者は、紛失・盗難について以下の手順で学校または市役所に連絡します。  
【学校電話対応時間内】 各学校へ連絡します（電話番号 22-2822）  
【学校電話対応時間外】 市役所へ連絡します（電話番号 23-5111）
- (5) 故意による破損や紛失・盗難等の事故の場合には、弁償をしていただく場合があります。

## 10 家庭での使用

- (1) 家庭へ持ち帰ることができるのは、学校の許可が出てからとします。それまでは、学校内のみで使用します。
- (2) 持ち帰りの際には、必ずかばんに入れ、登下校中は使用しません。
- (3) ゲームや学習に関係ない動画の閲覧など、学習活動に関わること以外に使ってはいけません。
- (4) 家庭のインターネットへの最初の接続は、各家庭で行います。
- (5) 家庭におけるインターネットの利用については、学校でも指導を行います。保護者からも指導をお願いします。

## 11 使用の制限

『学習用iPad活用のルール』が守れないときは、学習用iPadを使うことができなくなります。

## 12 その他

学習用iPadの活用開始にあたっては、柏崎市立第二中学校「学習用iPad活用のルール（学校・家庭学習編）」を児童生徒・保護者がよく読んで理解し、「宣誓書」を提出した後とします。